

山形県立庄内総合高等学校いじめ防止基本方針

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるものである。いじめは全ての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを目的として行われなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを目的としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、学校、教育委員会、家庭、地域住民、その他の機関及び関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組みを進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接に関わっており、すべての教職員が日々実践することが求められる。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、一定の人的関係のある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

その際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」という要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

また、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合も法が定義するいじめに該当するため、学校いじめ対策委員会において情報共有することは必要である。ただし、学校は「いじめ」

という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- (1) 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- (2) 仲間はずれ・集団による無視をされる
- (3) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- (4) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- (5) 金品をたかられる
- (6) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- (7) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- (8) パソコンや携帯電話(スマートフォンを含む)等で、誹謗中傷や嫌ことをされる等

3 いじめの基本認識

教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識は次のとおりである。

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こりうるものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめはいじめる側の生徒の心にも寄り添い自己肯定感を育てることが必要である。
- ⑦ いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑧ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑨ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

4 いじめ防止のための取組み

(1) 教職員の取組み

- ① 全教職員の共通理解
- ② 「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気醸成
- ③ 生徒・保護者と教職員におけるいじめについての認識の共有
- ④ 勉強や人間関係等のストレスに配慮した教育活動の推進
- ⑤ 指導の在り方への細心の注意

(2) 生徒に培う力とその取組み

- ① 培う力
 - ア 他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操。
 - イ 自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度。
 - ウ 自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整

し、解決していける力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力。

エ ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけず、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力。

オ 自己有用感、自己肯定感。

② 取組み内容

ア 一人ひとりを大切にしたい分かりやすい授業の展開。

イ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進。

ウ 学級や年次、部活動等での居場所づくりや仲間との絆づくりの推進。

エ 規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりの推進。

オ 一人一人が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会や困難な状況を乗り越えるような体験の機会の提供。

(3) 『いじめ対策委員会』の設置と具体的な取組み

① 目的

いじめの防止等について、「山形県立庄内総合高等学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止、早期発見・早期対応及び再発防止を図り、生徒が安心して学べる学校づくりを推進する。

② 構成員

校長（委員長）、教頭、教務課長、生徒保健課長、保健主事、養護教諭、年次主任、学級担任、部活動顧問等の関係教職員

※必要に応じて、次の校外関係者を加える。

〈校外関係者〉P T A代表、学校評議員、スクールカウンセラー 等

③ 具体的な取組み

ア 学校基本方針に基づく取組みの実施に係る年間計画の作成・実行・検証・修正を行うとともに、その実施について統括する。

イ いじめの相談・通報の窓口として対応する。

◇相談窓口：教頭、生徒保健課長

ウ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報を収集記録し、また組織内でその情報を共有する。

エ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に行う。

(4) 生徒の主体的な取組み

① 生徒会によるいじめ撲滅の宣言

② いじめ相談箱の設置

③ その他いじめの防止等に資する生徒会活動

(5) 家庭・地域との連携

① 社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校と地域、家庭と連携し、いじめ防止に係る取組みを推進する。

② 学校のホームページや、P T A総会、学校だより等を通じて「学校いじ

め防止基本方針」について理解を得る。

5 早期発見の在り方

(1) 「いじめ」を見逃さず、気づく努力と工夫

〈教員が戒めるべき対応〉

- 見て見ぬふり
- 対処の後回し
- 無責任な判断と、いじめの訴えの放置
 - ・「気にするな」「強い気を持って」「言い返せ」「傷は浅い」「大した問題ではない」
- 「いじめは無い」との回答を鵜呑みにした指導の放棄
- 教師一人での抱え込みやスタンドプレー
- 勢力ある加害者に加勢し、おもねること
- 「知らなかった」「判断が甘かった」などの職務怠慢発言

(2) 早期発見のための具体的な取組みの推進

① いじめへの気づき

〈いじめの兆候例〉

- ア 友人関係の変化
 - ・急な孤立化・徒党化
 - ・仲間との約束を絶対視し、仲間に調子を合わせる
- イ 持ち物や金遣いの変化
- ウ 表情や行動の変容
 - ・活気、喧騒、落ち込み
- エ 遅刻・早退・欠席の急増 等
 - ・「風邪欠」等が3日続いたら、家庭訪問。「いじめ」が原因の場合がある。

② 子どもが相談しやすい環境づくりの

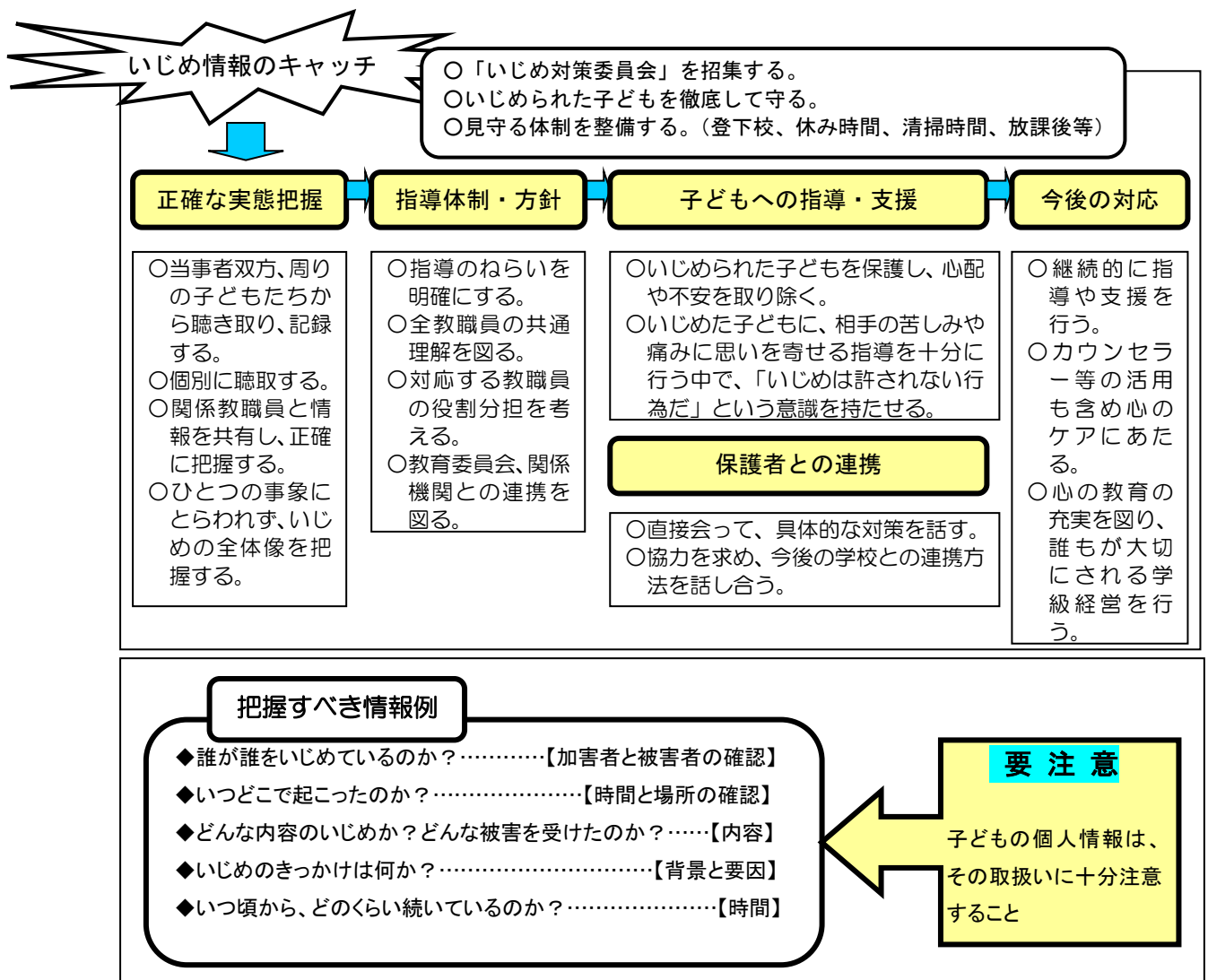
- ア いじめ実態調査アンケート調査(学期に1回)
- イ 生徒の悩みや交友関係の把握
- ウ 相談窓口の周知
 - 学校の相談窓口(教頭、生徒保健課長)
 - 県教育センターの24時間いじめ相談ダイヤル 等

③ 学校と家庭・地域との連携・協働

④ 共感的理解と上司への報告

6 いじめに対する措置（早期対応・組織的対応）

(1) いじめ対応の基本的な流れ



(2) いじめを許さない集団づくり

○いじめの傍観生徒や観衆のような同調生徒に対する指導

(3) 教育的諸課題から配慮が必要な生徒

○学校として、日常的にその特性を踏まえた適切な支援・指導を組織的に行う

- ◇発達障がいを含む、障がいのある生徒
- ◇海外から帰国した生徒や外国人の生徒
- ◇性同一性障がいや性的指向・性自認にかかる生徒
- ◇被災生徒

(4) 継続した指導体制の確立

7 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上のいじめの実態把握と情報モラル教育の推進
- (2) 「ネット上のいじめ」やインターネットの利用について各家庭で話し合う機会を設けるはたらきかけ

《情報モラル教育の具体的内容》

- ① 掲示板やメール等を用いて誹謗・中傷の書き込みを行ったり、他人の個人情報や画像等を勝手に掲載したりすることは、いじめであり、決して許される行為ではないこと。
- ② 掲示板等への書き込みなどは、匿名で行うことができるが、書き込みや画像・動画の掲載を行った個人は特定されること。特に、書き込み等が悪質な場合などは、犯罪となり、警察に検挙される場合もあること。また、掲示板等への書き込みが原因で、傷害や殺人などの重大犯罪につながる場合もあること。
- ③ 掲示板やメール等を含め、インターネットを利用する際には、利用のマナーがあり、それらをしっかりと守ることにより、インターネットのリスクを回避することにつながる。

《 参考 》

(1) ネット上のいじめ

- ① 「ネット上のいじめ」とは、スマートフォンやパソコン等を通じて、インターネット上のウェブサイトの掲示板などに、特定の生徒の悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、画像や動画を掲載したり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うものである。
- ② 「ネット上のいじめ」には、次のような特徴がある。
 - ア 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
 - イ インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、生徒が簡単に被害者にも加害者にもなる。
 - ウ インターネット上に掲載された個人情報や画像等は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
 - エ 保護者や教師などの身近な大人が、生徒のスマートフォン等の利用の状況を把握することが難しい。また、生徒の利用している掲示板などを詳細に確認することが困難なため、「ネット上のいじめ」の実態の把握が難しい。
 - オ 一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものである。
 - カ インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る。
- ③ このような「ネット上のいじめ」についても、他のいじめと同様に決して許されるものではなく、特徴を理解した上で、早期発見・早期対応に向けた取組を行っていく。

(2) ネット上のいじめの類型

- ① 「ネット上のいじめ」には様々なものがあるが、手段や内容に着目して、次のように類型化できる。実際の「ネット上のいじめ」は、これらに分類したそれぞれの要素を複合的に含んでいる場合も多くある。

ア 掲示板・ブログ・プロフでの「ネット上のいじめ」

特定の生徒の誹謗・中傷を書き込んだり、個人情報や無断で掲載したり、特定の生徒になりすましてインターネット上で活動を行うもの。

イ メールでの「ネット上のいじめ」

特定の子どもに、誹謗・中傷のメールを繰り返し送信したり、「チェーンメール」で悪口や誹謗・中傷の内容を送信したり、多くのクラスメイトになりすまして、誹謗・中傷などを行うもの。

ウ SNSを利用した「ネット上のいじめ」

SNSのグループから外したり、わざと返信しなかったりするなどのやり方で、ネットワークのグループ内で「仲間はずれ」を行うもの。

《掲示板等へ書き込みがあった場合の具体的対応》

① 書き込み内容や掲載内容の確認

- 書き込みや掲載のあった掲示板のURLや不適切なメール等を控えるとともに、書き込みや掲載内容をプリントアウトするなどして、内容を保存するようにする。
- 掲示板等の中には、パソコンから見るできないものもある。その場合は、携帯電話等から掲示板等にアクセスする。また、携帯電話等での誹謗・中傷の場合は、プリントアウトが困難なため、デジタルカメラで撮影するなどして内容を保存する。

② 掲示板等の管理者に削除依頼

- 掲示板等のトップページを表示し「管理者へのメール」や「お問い合わせ」と表示されているところから、削除依頼のメールを送信する。なお、削除依頼の方法は、それぞれの掲示板等によって異なるので、先に「利用規約」等書かれている削除依頼方法を確認する。
- 削除依頼を行う場合は、個人のメールアドレスは使わず、学校等のパソコンやメールアドレスから行う。また、削除依頼を行うメールについて、個人の所属・氏名などを記載する必要はない。掲示板等の管理者に、個人情報を悪用されることなどがないよう注意する。

③ 掲示板等のプロバイダに削除依頼

- 掲示板等の管理者に依頼しても削除されない場合や、管理者の連絡先が不明な場合などは、プロバイダ（掲示板サービス提供会社等）へ削除依頼を行う。

④ 警察や山形地方法務局への相談

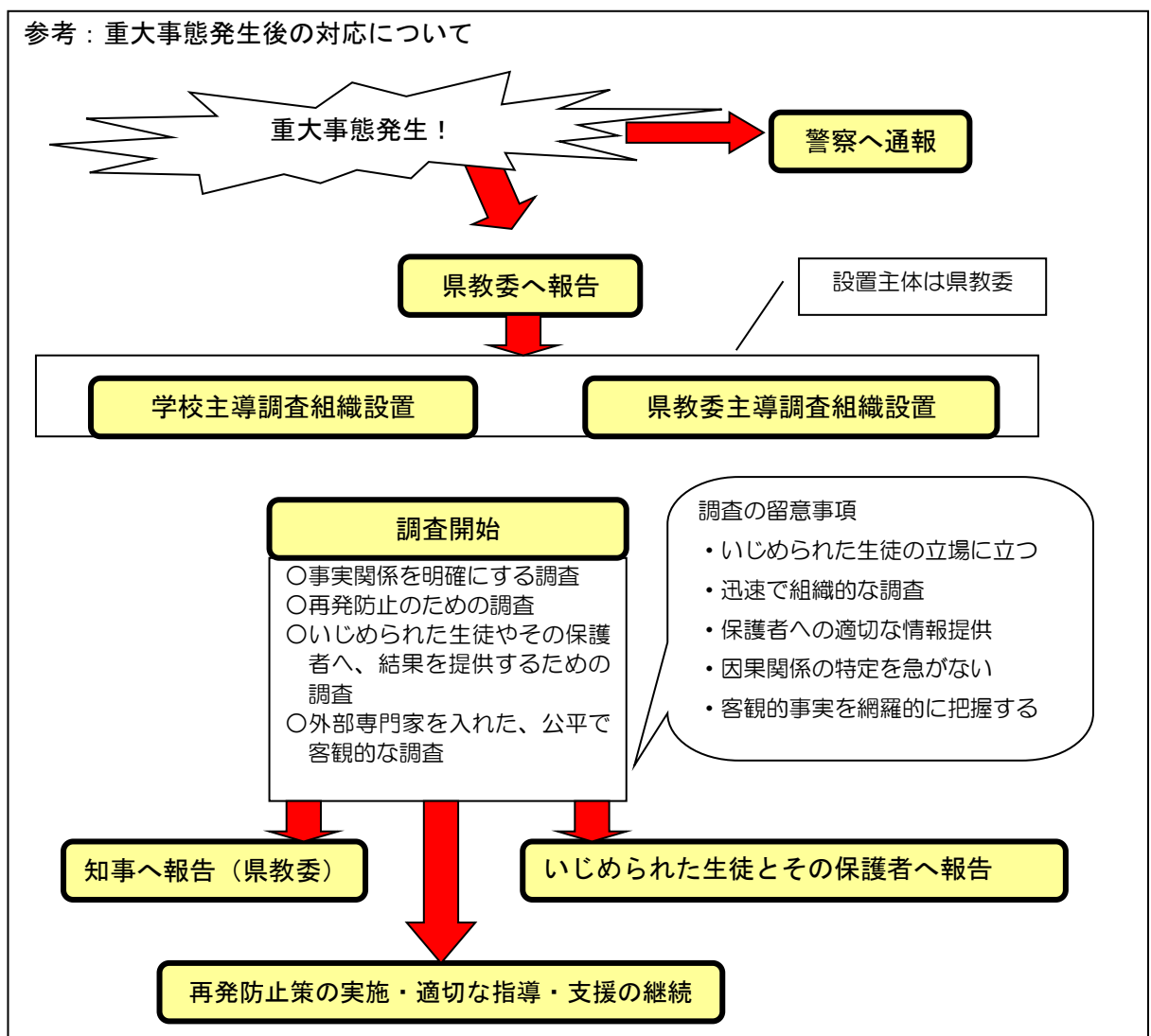
8 重大事態への対処

重大事態の意味とは？

- ① いじめにより、当該生徒の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認められた時
 <「生命、心身又は財産に重大な被害」に該当すると想定されるケース>
 - 生徒が自殺を図った場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合 等
- ② いじめにより、当該生徒が「相当の期間」(年間30日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合にはこの限りではない)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた時
- ③ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときには、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる

(1) 重大事態が起こった場合の対応

参考：重大事態発生後の対応について



参考：自殺の背景調査における留意事項

生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。この調査については、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」(平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考とする。

- 背景調査に当たり、遺族が、当該生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うに当たり、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意の上で行う。
- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。
- 関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

9 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態について、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。また、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

2つの条件とは、

1つ、「いじめに係る行為が止んでいること」

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

2つ、「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

この定義を基にいじめが解消しているかどうかを判断する。上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該のいじめられた生徒及びいじめた生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

学校はいじめが解消に至っていない段階では、いじめられた生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策委員会においては、いじめが解消に至るまでいじめられた生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対応プランを策定し、確実に実行する。

10 点検・評価と不断の見直し

(1) 学校評価等を通しての点検・評価

- ① いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立てる。
- ② 目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。
- ③ 「いじめ対策委員会」は、学校基本方針の実施や見直し、いじめの取組みが計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対応がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなどについて、PDCA サイクルで検証を行う。

平成30年 2月21日 一部改定